（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第百四十七条の十一　［略］

［項を削る。］

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第百四十七条の十四　特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条（第一項第四号を除く。）において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～十一　略］

［項を削る。］

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百四十七条の十五　契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　一の特定預金等契約の締結について、農林中央金庫が法第五十九条の三において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し契約締結時交付書面を交付している場合

［2～4　略］

（届出事項）

第百五十条　農林中央金庫は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

［一～二十一の三　略］

二十二　［略］

［号を削る。］

［二十三～三十一　略］

2　農林中央金庫は、前項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に規定する書面）を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

［号を削る。］

［3～6　略］

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第百四十七条の十一　［同上］

2　一の特定預金等契約の締結について農林中央金庫及び農林中央金庫代理業者が法第五十九条の三及び第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、農林中央金庫が当該書面を交付したときは、当該農林中央金庫代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第百四十七条の十四　特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～十一　同上］

2　一の特定預金等契約の締結について農林中央金庫及び農林中央金庫代理業者が法第五十九条の三及び第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、農林中央金庫が当該書面を交付したときは、当該農林中央金庫代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百四十七条の十五　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］

［2～4　同上］

（届出事項）

第百五十条　［同上］

［一～二十一の三　同上］

二十一の四　［同上］

二十二　法第八十一条第一項又は第二項の説明書類について縦覧（同条第四項の規定により縦覧に供したものとみなされた場合を含む。）を開始した場合

［二十三～三十一　同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　前項第二十二号に掲げる場合　同号に規定する書面

［3～6　同上］